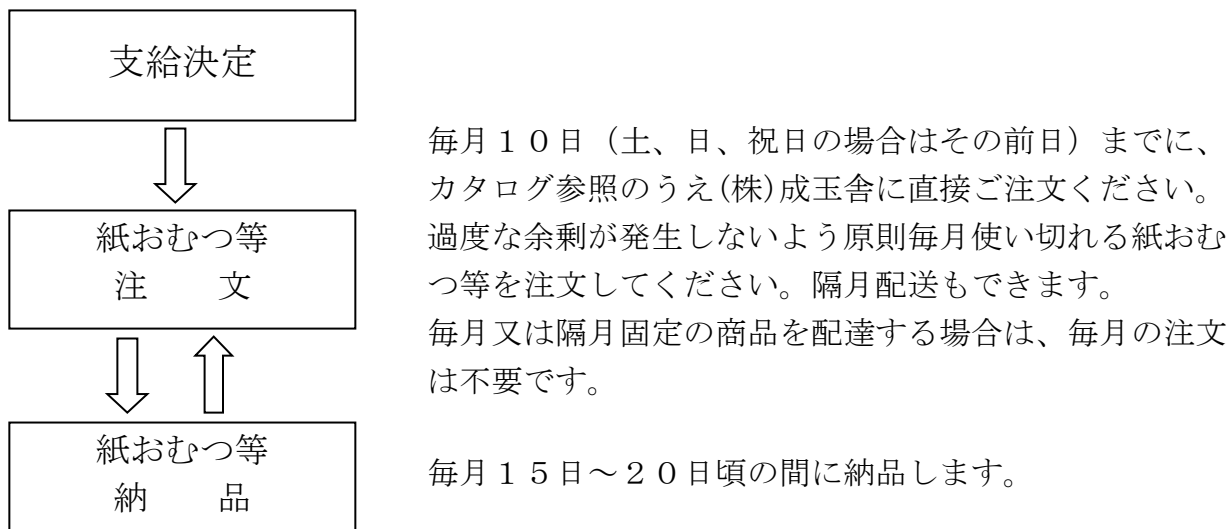


## 逗子市在宅高齢者紙おむつ等支給事業 利用の流れ



※ 支給決定後、次年度以降の申請は自動継続になり、毎年の申請は不要となります。なお、カタログは毎年4月初旬までに送付します。

※ 毎年6月に、対象高齢者及び申請者の世帯の市区町村民税課税状況を確認し、どなたか一人でも課税された場合は廃止です。市から廃止決定通知を送付します。年度途中で遡って課税世帯となった場合には、支給済額を返還していただきます。年度途中で課税状況が変更になった場合は、高齢介護課高齢福祉係にご連絡ください。

※ 要介護度の変更に伴い、支給限度額に変更が生じる場合は、市から変更通知を送付します。要介護3未満となった場合は、支給廃止となり廃止決定通知を送付します。

※ 次に該当する場合は、手続きが必要ですので、高齢介護課高齢福祉係にご連絡ください。

●特別養護老人ホーム、老人保健施設に入所された場合

●事情により紙おむつ等の支給が不要となった場合

→廃止申請書をご提出ください。

●事情により紙おむつ等の支給を休止する場合

→変更申請書をご提出ください。

（入院の場合も休止で変更申請書の提出が必要です。退院時も連絡ください）

●対象高齢者及び申請者（受給者）に変更があった場合（住所、連絡先等の変更も含む。）や配送先その他の変更があった場合

→変更申請書をご提出ください。

事務担当 逗子市福祉部高齢介護課高齢福祉係

電話 046-873-1111（内線 252.253）